

初めてご利用される方へ

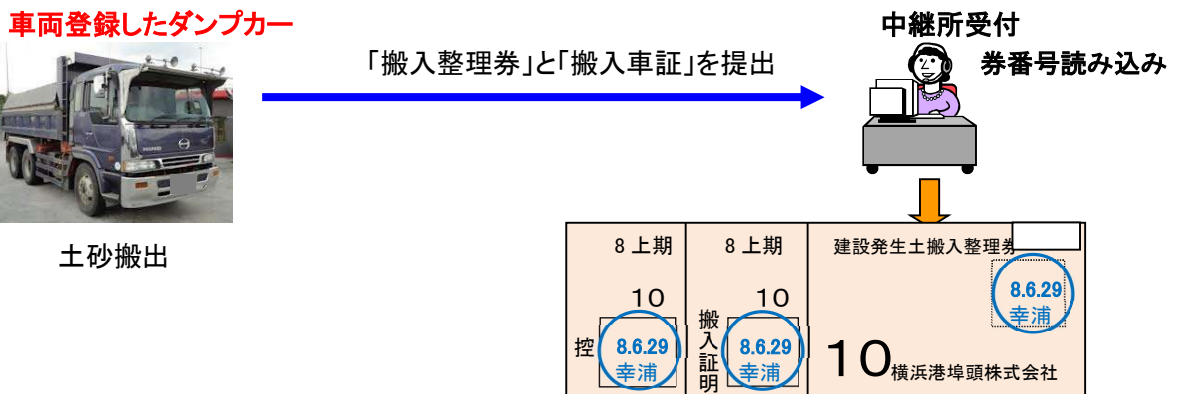
購入された「建設発生土搬入整理券」（以下、「搬入整理券」という）は、つぎの手順でご使用ください。

- ① 「搬入整理券」を購入されますと、「搬入車証」も同時にお渡しします。
 同一工事で昼間・夜間を申込みれた場合は、搬入整理券と搬入車証の整理番号が同一であることを確認して持参ください。**搬入整理券と搬入車証の整理番号が異なる場合は入場できません。**

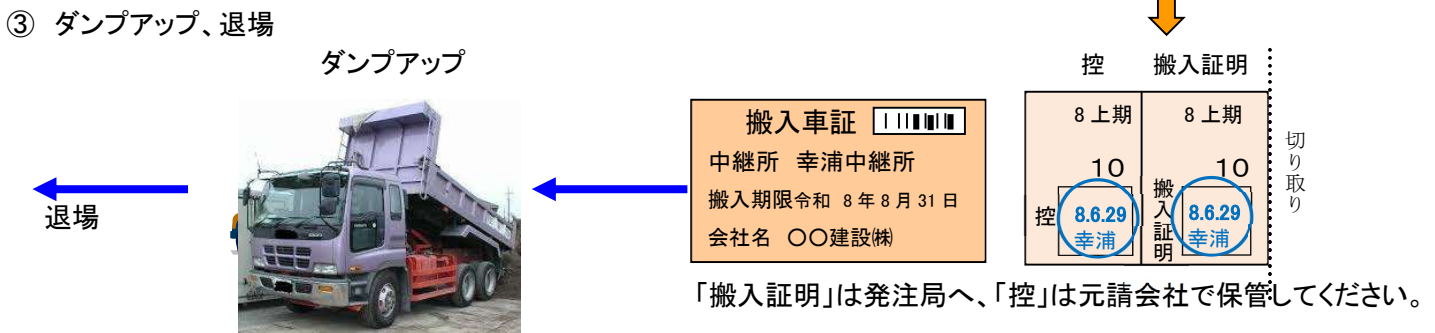
8 上期 10 控	8 上期 10 搬入証明	建設発生土搬入整理券 10 横浜港埠頭株式会社	搬入車証 中継所 幸浦中継所 搬入期限令和 8 年 8 月 31 日 会社名 ○○建設(株)
-----------------	--------------------	-------------------------------	---

- (注) (1)搬入車証のバーコードには、中継所、業者名、工事名、**搬入期限**等のデータが入力されています。
 (2)使用する前に搬入整理券に車両番号を記入してください。
 (3)搬入整理券に印字されている有効期間は、**搬入期限ではありません。ご注意ください。**

- ② 土砂の搬入
 車両登録したダンプを使用し、申請した中継所に「**搬入整理券**」と「**搬入車証**」をセットで持参し、中継所で両方を提出します。



受付印を押印した、「控」と「搬入証明」及び「搬入車証」をお返しします。



搬入車証は、登録したダンプであれば2、3、4、8、10トンを問わずどの車両でも使用できます。

